

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、36年4月から38年3月までの期間及び39年4月から同年11月までの期間の納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年11月まで

申立期間当時、旧A町（現B町）役場から依頼を受けた集金人のCさんが集金に来てくれており、基本的には妻が私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

当時の保険料は、月額150円であったことを記憶している。

申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間（任意加入期間）について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、自宅に集金に来てくれていた集金人の氏名を記憶しており、B町への照会結果等において、当該集金人が国民年金保険料の集金業務を行っていたことが推認できる上、当該集金人から事情を聴取したところ、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を集金していた旨の証言が得られた。

さらに、国民年金保険料の納付方法等に係る申立人の記憶は鮮明かつ具体的であり、申立人の記憶している保険料額も、当時の国民年金保険料額と一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

徳島国民年金 事案360

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から4年1月まで

平成3年3月ころ、自治会の推進委員をしていたAさんから「国民年金保険料の集金をしているので、あなたの分も一緒に納めてあげる。」と言ってもらえたので、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをお願いすることとし、1か月分の国民年金保険料と年金手帳を預けた。

その後、口座振替に切り替える前月の平成4年1月までの期間は、ずっとAさんを通じて国民年金保険料を納付しており、Aさんが自宅に集金に来てくれるか、私がAさんの家に行った際に国民年金保険料を納付することにしていた。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、B市への照会結果から、申立人が国民年金保険料を納付していたとするA氏が、申立人が居住する地区の国民年金協力員であったことが確認できる上、同氏から事情を聴取したところ、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を集金していた旨の証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から48年12月まで

私は、申立期間当時、タバコの生産をしており、毎年11月又は12月ころになると、旧A町のB専売所へタバコを持ち込んで換金していた。専売所では、現金を受け取ると隣に座っている役場職員に国民年金保険料等を納付することになっていた。

申立期間当時は、収入があまり多くなかったため、その大半の期間について免除の承認を受けていたが、専売所に来ていた役場職員（国民年金集金担当）から「保険料を納める必要がある。」と指摘されたため、免除承認期間であることは分かっていたものの、夫婦二人分の1年分の保険料をまとめて納付していた。

申立期間が未納期間及び免除承認期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年1月から38年3月までの期間については、申立人が免除申請を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人と同時期にタバコを生産していたとするC氏は、「当時はB専売所が国民年金保険料の納付場所となっており、自分自身も当該専売所で国民年金保険料を納付していた。また、申立人と一緒に当該専売所に行った記憶もある。」と供述していることから、専売所において国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、D市が保管する旧A町の被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和36年5月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月11日にまとめて納付していることが確認できることから、タバコを専売所に持ち込む

時期（11月又は12月ころ）にまとめて保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

しかしながら、i) 申立人は、専売所における保険料の納付単位について、夫婦二人分に係る1年分の保険料をまとめて納付していたと主張していること、ii) 厚生省年金局長通知（昭和37年4月13日年発第219号）により、昭和38年6月までは、市町村で過年度保険料の徴収を行うことが可能であったことから、申立人が納付したのは、37年1月から同年12月までの1年分であると考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和38年4月から48年12月までの期間については、当該期間は免除承認期間とされており、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、D市への照会結果によると、旧A町では、現年度保険料を収納する際には国民年金手帳に受領印を押印していたとしているが、申立人の妻が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄のうち、昭和41年度から43年度及び45年度のページには、免除が承認された旨の押印が認められるものの、国民年金印紙検認記録欄のいずれにも保険料を納付したことを示す受領印は認められない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から48年12月まで

私は、申立期間当時、タバコの生産をしており、毎年11月又は12月ころになると、旧A町のB専売所へタバコを持ち込んで換金していた。専売所では、現金を受け取ると隣に座っている役場職員に国民年金保険料等を納付することになっていた。

申立期間当時は、収入があまり多くなかったため、その大半の期間について免除の承認を受けていたが、専売所に来ていた役場職員（国民年金集金担当）から「保険料を納める必要がある。」と指摘されたため、免除承認期間であることは分かっていたものの、夫婦二人分の1年分の保険料をまとめて納付していた。

申立期間が未納期間及び免除承認期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年1月から38年3月までの期間については、申立人が免除申請を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人と同時期にタバコを生産していたとするC氏は、「当時はB専売所が国民年金保険料の納付場所となっており、自分自身も当該専売所で国民年金保険料を納付していた。また、申立人と一緒に当該専売所に行った記憶もある。」と供述していることから、専売所において国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、D市が保管する旧A町の被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和36年5月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月11日にまとめて納付していることが確認できることから、タバコを専売所に持ち込む

時期（11月又は12月ころ）にまとめて保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

しかしながら、i) 申立人は、専売所における保険料の納付単位について、夫婦二人分に係る1年分の保険料をまとめて納付していたと主張していること、ii) 厚生省年金局長通知（昭和37年4月13日年発第219号）により、昭和38年6月までは、市町村で過年度保険料の徴収を行うことが可能であったことから、申立人が納付したのは、37年1月から同年12月までの1年分であると考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和38年4月から48年12月までの期間については、当該期間の大半が免除承認期間とされており、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、D市への照会結果によると、旧A町では、現年度保険料を収納する際には国民年金手帳に受領印を押印していたとしているが、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄のうち、昭和41年度から43年度及び45年度のページには、免除が承認された旨の押印が認められるものの、国民年金印紙検認記録欄のいずれについても保険料を納付したことを示す受領印は認められない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

A市役所B支所に結婚入籍手続きのために出向いた際、国民健康保険と国民年金の加入手続きを申し込んだところ、「保険料を2年前にさかのぼって納付してください。」と言われた。国民健康保険と国民年金の保険料を合計しても2万4,000円から2万5,000円くらいだったので、これくらいの金額なら何とか払えると思い、後日まとめて納付した。国民年金保険料の納付記録が未納のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金加入手続き時の状況（加入時期・場所、A市役所B支所担当者とのやりとり等）に係る申立人の記憶は、鮮明かつ具体的であり、基本的に信用できる上、申立人が申立期間に係る2年分の国民健康保険料と国民年金保険料をまとめて支払ったと主張する金額（2万4,000円から2万5,000円）の内容にも矛盾は無い。

さらに、A市が保管している国民年金被保険者名簿には、昭和48年5月21日加入届受付の記載があり、当該時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であることから、申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年10月1日から36年2月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を34年10月1日に、資格喪失日に係る記録を36年2月25日に訂正し、34年10月から35年9月までの標準報酬月額を1万8,000円とし、同年10月から36年1月までの標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から36年4月1日まで
知人から資格を持った人を探しているとのことで紹介され、株式会社Aに就職し、申立期間について同社で勤務した。船舶解体の仕事を主に、現場の責任者になったこともある。

私より後から入社した同僚達に厚生年金保険の記録があるのに、私の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する複数の同僚の供述から、昭和34年10月当時、申立人が株式会社Aで勤務していたことを確認することができる。

また、申立人は、「退社日（資格喪失日）は昭和36年4月1日である。」と主張しているが、申立人が一緒に辞めて、一緒に雇用保険をもらいに行ったとして、退社日の根拠としている同僚の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、昭和36年2月25日付けで資格喪失していることが確認できること、及び同僚の供述などから、申立人についても、同僚と同じく36年2月25日に厚生年金保険の資格を喪失したものと考えられ、申立人は申立期間のうち、34年10月1日から36年2月25日までの期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人が記憶する申立人と同じ職種の同僚には、全員に厚生年金保険の被保険者としての記録があることが確認できる上、申立人や同僚の供述から推定できる申立期間当時の申立事業所の常勤の従業員数と、社会保険庁が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数がほぼ一致することから、当時、申立事業所では、常勤の従業員のほぼ全員が厚生年金に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和34年10月1日から36年2月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の資格を有し、同職種で勤務していた同僚の標準報酬月額から、昭和34年10月から35年9月までの標準報酬月額を1万8,000円とし、35年10月から36年1月までの標準報酬月額を2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿に記録された健康保険証番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年10月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案364

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年12月まで
私が20才になった時に、父が市役所において私の国民年金の加入手続を行い、以後、父が納付書に基づき金融機関を通じて保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、社会保険事務所が保管する被保険者名簿管理簿等によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月ころに払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の大半が時効により納付することができない期間である。

また、申立人の父親は、申立人が20歳の誕生日を迎えた月に申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、A市が保管する被保険者名簿の「住所」欄には、当時の住所ではなく、昭和48年7月以降に申立人が居住していた住所が記載されていることが確認できる。

さらに、A市への照会結果において、同市が納付書方式を採用した時期が昭和47年度であったことが確認でき、46年8月から納付書に基づき国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案365

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から59年12月まで
私が20歳の時に、母が私の国民年金加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと思う。
納付したことを証明する証拠は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、A市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入手続は昭和59年11月1日に行われたことが確認でき、当該時点においては、申立期間の大半が時効により納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案366

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から55年3月まで

昭和48年4月に現在の実家に帰ってきた時には国民年金に加入していなかったが、おそらく50年ごろ、私が国民年金に未加入であることが家族で話題になり、その後、母が私の国民年金保険料を地元婦人会の集金人を通じて納付したはずである。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し(国民年金への加入)は昭和55年5月以降に行われたと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、当該時点で、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって特例納付すること、又は、申立期間のうち、53年4月から55年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付することが可能であったものの、申立人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。